

運転経歴証明書のご案内

車には乗らないけれど、免許証は身分証明として手放したくない！
そんなあなたに、耳寄りなご案内です。

運転経歴証明書は、本人確認書類として有効です！
さらに…
協賛企業・団体等のサービスも受けられます！！

※車の運転は
できません



- ◆ 過去5年間の運転経歴を証明
- ◆ 免許証と同サイズ
- ◆ 再交付も可能
- ◆ 旧運転経歴証明書から、現行のものに切り替えも可能
(H24.3.31以前の旧運転経歴書をお持ちの方は、新しい運転経歴証明書に切替えが可能です。ただし、一部条件により切替え出来ない場合もありますので、下記のお問い合わせ先へ連絡してください)



本人確認書類として…

法令上、本人確認書類として認められています。ただし、一部受付できない機関もあるのでご注意ください。(※1)

※ H24.3.31以前の旧運転経歴証明書が、本人確認書類として認められるのは、交付後6ヶ月です。

(※1…犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則)

高齢者運転免許自主返納サポート

協賛企業・団体・文化施設等に提示すると、商品の割引、入場料の割引、自宅への無料配送などのサービスを受けられます。

このマークのお店です→



- ※ 神奈川県警察HPにも掲載されています。
- ※ 高齢者運転免許自主返納サポートについてのお問い合わせは、神奈川県警察交通総務課安全係まで。Tel 045-211-1212

申請方法

申請できる方

- 申請時に神奈川県在住で、
- ① 運転免許証を有効期限内に返納した方
 - ② 運転免許証を自主返納した方で、返納後5年以内の方
 - ③ 運転免許証の更新を受けずに失効した方で、失効した後5年以内の方

- ※1 失効する以前に免許が取消し等の基準に該当していた方は申請できません。
- ※2 令和3年3月31日までの間は、平成28年4月1日以降に免許が失効した方のみ申請ができます。

手続きに必要なもの

- ・手数料 1,100円
- ・写真(運転免許証写真に準ずる)
- ※ 運転免許センターで、返納と同時に申請する場合は、写真は不要です。

申請場所

- ①の方・住所地を管轄する警察署
神奈川県警察運転免許センター
- ②③の方・神奈川県警察運転免許センター

運転経歴証明書についてのお問い合わせ

・神奈川県警察運転免許センター 045-365-3111 ・管轄の警察署の交通課交通総務係